

新企 2・1・1

平成 27 年 11 月 5 日

新城市総合計画審議会会長 様

新城市長 穂 積 亮 次

## 諮 問 書

新城市総合計画審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

## 記

### 1. 新城市総合計画基本構想について

### 2 諮問理由

平成 20 年 4 月、本市は「新たな公共が導く市民自治社会の実現」をまちづくりの基本理念に、将来像「市民がつなぐ 山の湊 創造都市」を実現するため、市町村合併後初となる「新城市総合計画」を策定し、その後の政権交代、東日本大震災、少子高齢化や国の地方創生など著しい社会情勢の変化に対応しながらも、4 つの基本戦略を中心とした取り組みを進めてまいりました。

昨年度は、総合計画の実施期間残り 4 か年で特に配慮すべき課題等、貴審議会からの答申を踏まえた本計画の仕上げとも位置付けられる「新城市総合計画後期基本計画」を策定し、現在、その取り組みを始めたところです。

しかし、同時に、平成 30 年度までの実施期間である本市総合計画は、基本構想の見直しを行う時期となります。平成 31 年度当初より、第 2 次新城市総合計画の進捗管理を行っていくためには、前年度の予算編成に反映できるよう、基本構想を練り上げる必要があります。

こうしたことから、平成 28 年度から第 1 次新城市総合計画の見直しに係る取り組みを進めていくために、本計画基本構想について今後盛り込むべき視点、見直すべき事項等について諮問するものです。

### 3 答申を希望する時期 平成 28 年 3 月頃